

○鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則

平成4年12月25日規則第28号

改正

平成6年8月1日規則第27号

平成6年10月1日規則第33号

平成7年7月31日規則第35号

平成8年8月9日規則第18号

平成9年6月27日規則第24号

平成9年8月1日規則第27号

平成10年6月30日規則第21号

平成10年8月31日規則第29号

平成11年3月31日規則第6号

平成11年7月30日規則第19号

平成12年3月30日規則第17号

平成13年2月9日規則第2号

平成13年11月30日規則第38号

平成14年7月1日規則第24号

平成14年9月30日規則第28号

平成15年3月28日規則第19号

平成16年3月30日規則第18号

平成17年5月31日規則第16号

平成17年9月22日規則第124号

平成18年3月30日規則第27号

平成18年5月24日規則第35号

平成19年 3 月29日規則第26号  
平成20年 3 月28日規則第33号  
平成20年10月 1 日規則第52号  
平成22年12月28日規則第49号  
平成23年 3 月30日規則第23号  
平成24年 6 月28日規則第33号  
平成24年11月 1 日規則第45号  
平成25年12月 6 日規則第42号  
平成26年 9 月30日規則第33号  
平成26年11月 7 日規則第35号  
平成28年 3 月30日規則第29号  
平成29年12月25日規則第32号  
平成30年 9 月28日規則第20号  
令和元年 6 月28日規則第 4 号  
令和元年12月13日規則第27号  
令和 3 年 6 月30日規則第34号  
令和 3 年 9 月24日規則第38号  
令和 4 年 3 月29日規則第15号

鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年鴻巣市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1項に規定する障害の状態)

第2条 条例第2条第1項に規定する障害の状態は、別表第1のとおりとする。

(条例第2条第2項各号列記以外の部分に規定する児童の状態)

第3条 条例第2条第2項各号列記以外の部分に規定する児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 児童の父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(条例第2条第2項第3号に規定する障害の状態)

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する障害の状態は、別表第2のとおりとする。

(条例第2条第2項第5号に規定する児童)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (3) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (4) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (5) 第3号に該当するかどうか明らかでない児童

(社会保険各法)

第6条 条例第2条第5項の社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（条例第3条第3項第3号に規定する施設）

第7条 条例第3条第3項第3号に規定する施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
- (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設  
（医療費支給事業）

第8条 条例第3条第3項第5号に規定する規則で定める医療費支給事業は、鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和51年鴻巣市条例第12号）の規定に基づく医療費支給事業とする。

（条例第4条第1項に規定する額）

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第5条第2号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第5条第3号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

(5) 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する額は、別表第5のとおりとする。

(所得の範囲)

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、条例第5条第1項の規定による申請をした日（以下「申請日」という。）の属する年の前年の所得（1月から6月までに申請するものについては申請日の属する年の前々年の所得とし、条例第8条第2項の規定により申請するものについては対象となる年の前々年の所得とする。以下同じ。）のうち、次に掲げる所得とする。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）

(2) 条例第3条第1項第1号に規定する母の場合にあってはその監護する児童の父から、同号に規定する父の場合にあってはその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下「養育費所得」という。）

2 条例第3条第1項第1号に規定する児童が、同号に規定する母の場合にあってはその監護する児童の父から、同号に規定する父の場合にあってはその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から受ける養育費所得は、前項第2号に規定する父又は母の所得とみなす。

(所得の額の計算方法)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）並びに同項第2号の規定により計算した金額の合計額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約

等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額、同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母を除く。） 27万円

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者（父及び母を除く。） 35万円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

(6) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額  
(条例第4条第2項に規定する特例)

第12条 条例第4条第2項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係

る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第7条に規定するひとり親家庭等医療費（以下この条において「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額を市長に返還しなければならない。

(1) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（次号の適用がある養育者を除く。以下この号において同じ。）をいう。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第3で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(2) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（第9条各号に掲げる児童の養育者に限る。以下この号において同じ。）をいう。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第4で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第5で定める額以上であるとき 前2号で支給されたひとり親家庭等医療費

(受給者証の交付申請)

第13条 条例第5条の規定による申請は、㊦ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳（様式第1号）に、条例第3条第1項の対象者に係る次に掲げる書類（条例第4条に規定する配偶者及び扶養義務者がいる場合にあつては、その者に係る第5号及び第6号に掲げる書類）を添えて行わなければならない。

- (1) 条例第2条第5項の医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類
- (2) ㊦ひとり親家庭等認定調書（様式第2号）
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (4) 児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本（養育者に限る。）
- (5) 世帯全員の住民票の写し
- (6) 前年（1月から6月までに申請する者にあつては前々年）の所得の状況を証する書類
- (7) 養育費申告書（様式第2号の2）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第2号から第7号までの書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したとき（条例第4条の規定に該当するときを除く。）は、㊦ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳に記載して、㊦ひとり親家庭等医療費受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

4 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

5 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第4条の規定により対象者としないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書（様式第4号の2）により通知するものとする。

（受給者証の有効期間）

第14条 受給者証の有効期間は、申請日又は受給者証の更新日から、その年の12月31日又は受給資格の消滅日のいずれか早い日までとし、翌年1月1日に更新する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日を申請日とみなす。

（1）対象者等に異動があった後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に条例第5条第1項の規定による申請をしたとき 異動があった日

（2）対象者が他の市町村（特別区を含む。）から転入後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に条例第5条第1項の規定による申請をしたとき 転入日

（3）前2号に掲げるもののほか、対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき 災害その他やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日

（受給者証の返還）

第15条 受給者は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

第16条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（様式第5号）により市長に受給者証の再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失った受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

(支給等の申請)

第17条 医療費の支給を受けようとする受給者は、病院、診療所又は薬局等に受給者証を提示し、支払ったひとり親家庭等医療費の額について、ひとり親家庭等医療費支給申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。この場合において、医療機関等で発行された領収書等を添付する必要があるときは、負担した医療費の内訳が明らかであるものでなければならない。

2 条例第7条第2項に規定する医療機関等は、ひとり親家庭等医療費請求書（様式第7号）による請求書を市長に提出するものとする。

(支給の決定)

第18条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給の額を決定し、受給者に通知するものとする。この場合において、当該受給者死亡等により受給者に支給することができないときは、市長が定める者に通知し、支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者への通知は、医療費の払込みをもって通知に代えることができる。

(支払事務の委託等)

第19条 市長は、条例第7条第2項の規定により現物給付を実施する埼玉県内の医療機関等に支払う額の審査及び支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。この場合において、第17条第2項の規定は、適用しない。

(条例第8条に規定する届出)

第20条 条例第8条第1項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届(様式第8号)に受給者証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、㊟ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(現況届)兼受給者台帳に住民票、㊟ひとり親家庭等認定調書及びひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得(未届出がある場合は未届出年全ての所得を含む。)の状況を証する書類を添えて、毎年11月11日から12月10日までに行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者については、届出を省略することができる。

(受給者証の更新、支給停止の通知等)

第21条 市長は、前条の規定により届出を受理した場合(前条第2項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。)において、条例第4条第1項の規定に該当しないと決定したときは、受給者証を交付し、また、同条の規定により対象者としないと決定したときはひとり親家庭等医療費支給停止通知書により通知するものとする。

2 市長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めたときは、ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書(様式第9号)により、当該受給者であったものに通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

(添付書類の省略)

第22条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年1月1日から施行する。

(吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置)

2 吹上町及び川里町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、吹上町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年吹上町規則第15号）又は川里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年川里村規則第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 旧吹上町又は旧川里町において編入日前に交付された受給者証については、この規則の規定にかかわらず、平成17年12月31日まで使用できるものとする。

附 則（平成6年規則第27号）

この規則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第33号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第35号）

この規則は、平成7年8月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第27号）

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第21号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。ただし、改正後の第7条の規定は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成10年規則第29号）

この規則は、平成10年9月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第6号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成11年7月1日から適用する。

附 則（平成12年規則第17号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成13年規則第38号）

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成14年規則第24号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成14年規則第28号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第19号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第18号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第124号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以降に受けた診療に係る医療費の支給について適用し、施行日前に受けた診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成19年規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成20年規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成20年規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成22年規則第49号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成23年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第3の改正規定 平成24年7月1日

(2) 様式第1号の改正規定 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)の施行の日

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、平成23年以後の所得による制限について適用し、平成22年以前の所得による制限については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年規則第45号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成24年8月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日において新たに改正後の第5条第4号の規定により該当となった児童を、この規則の施行の日において現に監護し、又は養育している者が、平成24年11月30日までの間に受給者証の交付申請をした場合に係る当該受給者証の始期は、適用日からとする。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成25年規則第42号）

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行の日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第33号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、様式第6号の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成26年11月7日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年6月以前の資格審査に係る改正後の第10条第1項第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1項第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等

の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは、「母子家庭自立支援給付金」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは、「母子家庭自立支援給付金」とする。

- 3 平成27年7月から平成28年6月までの資格審査に係る第10条第1項第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1項第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは、「母子家庭自立支援給付金等」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは、「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附 則（平成28年3月30日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 処分その他の行為についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行の日前にされた申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月25日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成30年以後の年の所得による支給の制限から適用し、平成29年以前の年の所得による支給の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月28日規則第20号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定（以下「改正後の規則という。」）は、平成30年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則の規定は、平成30年度8月以降の月分の所得の額の計算について適用し、同年7月以前の月分の所得の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月28日規則第4号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年12月13日規則第27号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 6 月 30 日規則第 34 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 11 条の規定は、令和 2 年以後の年の所得の額の計算について適用し、令和元年以前の所得の計算については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（鴻巣市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正）

- 4 鴻巣市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和 3 年鴻巣市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成 4 年鴻巣市規則第 28 号）の項を削る。

附 則（令和 3 年 9 月 24 日規則第 38 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日規則第 15 号）

この規則中別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は令和 4 年 4 月 1 日から、第 19 条及び様式第 3 号の改正規定は令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- 1 次の各号のいずれかに該当する視覚障害
  - （1） 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
  - （2） 一眼の視力が0.08以下であって、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - （3） ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下であって、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
  - （4） 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下であって、両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 1上肢の全ての指を欠くもの
- 10 1上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢の全ての指を欠くもの
- 12 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 1下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受け

るか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

16 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

#### 別表第2 (第4条関係)

1 次の各号のいずれかに該当する視覚障害

(1) 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの

(2) 一眼の視力が0.04以下であつて、他眼の視力が手動弁以下のもの

(3) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下であつて、1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの

(4) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下であつて、両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

4 両上肢の全ての指を欠くもの

5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

7 両下肢を足関節以上で欠くもの

8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、

常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

#### 別表第3 (第9条関係)

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額

(所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。以下同じ。)又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は19歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下同じ。)があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円を、その額に加算した額)

#### 別表第4 (第9条関係)

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
-------------	----

0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額

(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別表第5 (第9条関係)

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)